国民体育大会ふるさと選手制度　（第 76 回大会以降）

１．成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項[本則第 8 項第 1 号及び

第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点と

した都道府県から参加することができる。

（1）居住地を示す現住所

（2）勤務地

（3）ふるさと

２．「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所

在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリ

ートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものと

する。

３．我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」

については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４．「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により

「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、

変更できないものとする。

５．「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国

内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６．ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続と

し、利用できる回数は 2 回までとする。

７．参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要

項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提

出する。

附則

本制度は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会から施行する。

本制度は、平成 21 年 12 月 16 日に改定し、第 65 回大会より施行する。

本制度は、平成 23 年 3 月 25 日に改定し、第 66 回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）

から施行する。

本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する。